利用者から受けることができる費用（「その他の日常生活費」等）の取扱いについて

　事業者が介護保険の給付対象となる利用料のほかに利用者から支払いを受けることができることとされている費用については、運営基準や通知によりその取扱いが示されています。



**※運営基準・通知については、次のことを示しています。**

|  |  |
| --- | --- |
| 【条　例】 | ・尾道市指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日条例第72号） |
| 【通知１】 | ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号） |
| 【通知２】 | ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号） |

1. **サービス種類ごとの基準における徴収可能な利用料（条例より）**

サービス提供の一環として利用者から徴収可能な利用料は運営基準でサービス種別ごとに次のように示されています。

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス種類** | **徴収可能な利用料の具体例** |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問看護 | * 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
 |
| ・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護 | * 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
* 通常要する時間を超える介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲において、通常の介護に係るサービス費用基準額を超える費用
* 食事の提供に要する費用
* おむつ代
* 介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（以下「その他の日常生活費」という。）
 |
| ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） | * 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
* 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額
* 食事の提供に要する費用
* 宿泊に要する費用
* おむつ代
* その他の日常生活費
 |
| （介護予防）認知症対応型共同生活介護 | * 食材料費
* 理美容代
* おむつ代
* その他の日常生活費
 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | * 食事の提供に要する費用
* 居住に要する費用
* 利用者が選定する特別な居室の提供に必要となる費用
* 利用者が選定する特別な食事の提供に必要となる費用
* 理美容代
* その他の日常生活費
 |

1. **「その他の日常生活費」の考え方（徴収の基準）（通知１より）**

「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、通知により次の基準が示されています。

|  |
| --- |
| 1. 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、**保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がない**こと。
2. 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない**あいまいな名目による費用の受領は認められない**こと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
3. 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、**利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて**行われるものでなければならず、事業者は「その他の日常生活費」の受領について**利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、文書によりその同意を得なければならない**こと。
4. 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための**実費相当額の範囲内**で行われるべきものであること。
5. 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者の**運営規程**において定めなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、**事業所の見やすい場所に掲示されなければならないこと**。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。
 |

1. **サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の範囲（通知１より）**

通知ではサービス種別ごとの具体的な範囲も示されています。

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス種類** | **「その他の日常生活費」の具体的な範囲** |
| ・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス | 1. 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
2. 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1. 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 1. 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
2. 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
3. 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）
4. 預り金の出納管理に係る費用
5. 私物の洗濯代
 |

1. **「その他の日常生活費」の留意事項（通知１より）**
	* + - ３「その他日常生活費」の①の「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に**日常生活に最低限必要**と考えられる物品（歯ブラシ・化粧品・シャンプー・タオル等の**個人用**の日用品等）であって**利用者等の希望を確認した上で**提供されるものであること。したがって、**すべての利用者に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められないこと。**
			- ３「その他日常生活費」の②の「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、利用者の希望によって参加するクラブ活動（習字・お花・絵画・陶芸等）や行事における材料費等であること。そのため、**すべての利用者に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められないこと**（共用のテレビ使用料や機能訓練の一環として行われるクラブ活動や利用者が全員参加する定例行事の材料費等は徴収不可）**。**
			- ３「その他日常生活費」の④「預り金の出納管理」に係る費用を利用者から徴収する場合には、責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、入所者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。また、入所者等から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めること。
2. **「サービス提供とは関係のない費用」（通知1及び２より）**

利用者等がその嗜好又は個別の生活上の必要に応じて購入等を行うものについては、その費用を「その他の日常生活費」とは区別し、「サービスの提供と関係のない費用」として徴収することができ、通知により具体的な例が示されています。

|  |
| --- |
| **サービス提供とは関係のない費用（具体例）** |
| * 個人の嗜好に基づくいわゆる「ぜいたく品」の購入代金
* 個人用の電気製品の電気代
* 利用者個別の希望による個人用の新聞や雑誌等の購入代金
* 利用者の趣味的活動など一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるクラブ活動や行事（希望者を募り実施する旅行等）に係る費用
* 利用者個人のために立て替え払いをした費用
 |

また、「サービス提供とは関係のない費用」を徴収する場合も「その他日常生活費」と同様に利用者等の希望を確認した上で提供されるべきものであり、**すべての利用者に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められないもの**とされ、「その他日常生活費」と同様の**取扱い（徴収の基準の遵守）が必要とされています。**

1. **その他（Ｑ＆Ａ）**

○「その他の日常生活費」に係るQ＆A (平成12年３月31日) 【通知１　別添】

　　※　介護保険最新情報　Vol.１３５５にも掲載有り

|  |  |
| --- | --- |
| 問１ | 個人用の日用品について、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」としてはどういったものが想定されるのか。 |
| 答 | 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者(又は施設)が提供するもの等が想定される。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問２ | 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。 |
| 答 | サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問３ | 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、例えば病院の売店で利用者が購入する場合であってもその費用は「その他の日常生活費」に該当するのか。 |
| 答 | このような場合は、「サービス提供の一環として提供される便宜」とは言い難いので、「その他の日常生活費」に該当しない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問４ | 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。 |
| 答 | 個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問５ | 個人専用の家電製品の電気代は、利用者から徴収できないのか。 |
| 答 | サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問６ | 施設にコインランドリーがある場合、その料金についても「私物の洗濯代」として「その他の日常生活費」に該当するのか。 |
| 答 | このような場合は、施設が洗濯サービスを提供しているわけではないので、その他の日常生活費には該当しない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問７ | 個人の希望に応じて事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当するか。 |
| 答 | 全くの個別の希望に答える場合は事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問８ | 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は、「その他の日常生活費」に該当するか。 |
| 答 | 事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの(例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等)に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 問９ | 利用者用の居室等におけるWi-fi等の通信設備の利用料は、利用者から徴収できないのか。 |
| 答 | サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。 |

* **認知症対応型共同生活介護の通院送迎について**

**（情報提供：**福山市から厚生労働省へ確認済み）

|  |  |
| --- | --- |
| 問 | 認知症対応型共同生活介護における通院送迎について利用者に負担を求めることは可能か。 |
| 答 | 通院の介助は基本的に認知症対応型共同生活介護の介護サービスの一環として行われるものである。ただし、利用者・家族等の希望により、家族対応とすることを妨げるものではない。交通費を含め、利用者から費用の徴収をすることはできないが、通常想定される地域を超え、遠方に受診する場合については、交通費の実費相当を徴収してもよい。介護タクシー等を利用する場合、事業所の負担により提供することは差し支えないが、利用者に費用を負担させることは不適切である。 |

* **認知症対応型共同生活介護で通院の費用（人件費）について**

**（**厚生労働省へ確認済み）

|  |  |
| --- | --- |
| 問 | 認知症対応型共同生活介護における通院の介助について、職員が付き添う際の人件費を利用者負担とすることは可能か。 |
| 答 | 認知症対応型共同生活介護で行う「日常生活上の世話」には、病院への通院も含まれる。このため、原則として、職員が付き添う際の人件費も報酬に含まれており、別途費用を徴収することはできない。一方で、通院介助の交通費と同様、近隣のかかりつけ医で足りるところ、時間がかかる総合病院への受診を希望したなど、利用者の希望・選択によって生じた費用である場合、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該費用について説明を行い、利用者等の同意を得た上であれば、これを徴収することが可能と考える。 |

* **外部の業者利用について（厚生労働省　運営基準等に係るQ&Aより）**

【事務連絡　介護保険最新情報vol.106　（平成13年3月28日）】

|  |  |
| --- | --- |
| 問 | 通所介護等におけるその他日常生活費については、施設が利用者等から受領できる際の基準があるが、外部の事業者が利用者との契約を結びその費用を徴収する場合にもその基準は適用されるか。 |
| 答 | 貴見のとおり。通所介護事業所等においては、日常生活上の援助・世話を行わなければならないこととされていることから、日常生活上必要な物品の購入についても、基本的に通所介護事業所等において便宜を図るべきものである。（利用者が通所介護事業所等の便宜の提供を断って、他の事業者からの購入等を希望するような場合を除く）。また、当該便宜は、必ずしも通所介護事業所等の従業者が提供しなければならないものではないが、他の事業者に提供させる場合でも、運営基準の遵守等については最終的に通所介護事業所等が責任を有するものである。従って、通所介護事業所等が、利用者の日常生活上必要な物品の購入等について、完全に利用者と他の事業者との契約に委ねることは不適切であり、また、他の事業者に行わせる場合には、運営基準上費用を徴収できるものか否かの判断や、内容の説明と文書による同意の取得等について、通所介護事業所等が自ら行うか、通所介護事業所等の責任において当該他の事業者にこれを行わせることが必要である。 |